

西武文理大学 緊急対応奨学金（2020年感染症対応）

募集要項

【募集対象者】

在籍学生

但し、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 10月1日現在休学中の者
 - (2) 申請時点で停学の懲戒処分を受けている者
 - (3) 本学の奨学制度のいずれかにより、すでに授業料全額の免除を受けている者
-

【奨学金募集人数・減免金額】

募集人数

A奨学金：20名以内

B奨学金：100名以内

減免金額

A奨学金：年間授業料の50%を減免

B奨学金：年間授業料の10%を減免

* 高等教育修学支援及び他の奨学制度により授業料の減免を受けている場合は、合算して今年度年間授業料全額を上限とします。

【応募条件】

募集区分により、出願資格（要件）が異なりますので、注意してください。

AとB両方の奨学金を申請することはできません。また、A奨学金とB奨学金の併給はできません。

A奨学金

下記①、②双方の条件を充足していること

- ① 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少者を対象として実施する公的支援の受給証明書又は昨年の所得に比べて二分の一以下になることが証明できる書類（減収時の給与明細金額を12倍して昨年の所得の二分の一以下となっている場合も可）の提出。
- ② 上記により計算した今年の所得見込み額が841万円（給与所得者以外は355万円）以下になること

B奨学金

原則として（*1）国の学生支援緊急給付金の申請要件に該当し、下記①、②のいずれかの条件に該当すること

- ① 新型コロナウイルス感染症流行の影響により学納金負担者の収入が大幅に減少し、金銭的に困窮している
- ② アルバイト収入の減少で学生本人の生計が困窮しており、実家からの経済支援も難しい。

(*1) 以下の①～⑥に該当する者（留学生は①～⑤および⑦に該当する者）

※すべてを満たす必要はありません。

- ①家庭から多額の仕送り（年間 150 万円以上）を受けていない
- ②原則として自宅外で生活をしている（生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態。アパート等の賃貸借契約書のコピーが提出できること）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比 50%以上減少。2020 年 1 月以降でアルバイト収入が大きく減少した月を当月とする）している
- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす。
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）受給者
 - 2) 新制度に申し込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 要件を満たさないため新制度または第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者
- ⑦留学生については、以下の要件に該当すること
 - 1) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
 - 2) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）
 - 3) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

【募集日程】

募集期間：2020 年 9 月 3 日～9 月 30 日 総務課窓口提出または郵送（当日消印有効）

対象者発表：2020 年 11 月中旬 申請者（学生本人）宛に郵送にて通知

【出願書類】

申請する奨学金の種類によって提出書類が異なります。

A・B 奨学金必須

- ・緊急対応奨学金（2020 年感染症対応）申請書
- ・申請書に記載されている希望する奨学金に必要な書類

A 奨学金

- ・国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少者を対象として実施する公的支援の（*1）受給証明書又は昨年の所得に比べて（*2）二分の一以下になることが証明できる書類（減収時の給与明細金額を 12 倍して昨年の所得の二分の一以下となっている場合も可）

（*1）対象の公的支援は、緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納税猶予など

（*2）1/2 以下の算出は、事由発生後の所得を証明する書類（減収前と減収後の給与明細等）に記載された減収後の所得を基に算出。

B 奨学金

- ・西武文理大学 緊急対応奨学金（2020 年感染症対応）を受けるための要件に係るチェックリスト
-

【出願方法】

- ・出願書類をそろえて、期日までに事務局総務課に提出すること。
- ・郵送する場合は、レターパック等記録の残る方法にて送付し、宛先を「西武文理大学 緊急対応奨学金担当」とすること。
- ・書類不備（必要とする証明書等が添付されていない等）や記入漏れがあった場合は選考対象か

ら除外するので十分注意すること。

- ・鉛筆・消えるボールペンでの記入は不可。
-

【審査方法】

審査委員会による書類審査（申請書に基づき緊急性の度合いや成績、出席状況などにより総合的に審査）

※募集枠に限りがあるため出願資格（申請要件）を満たしていても採用とならない場合があります。

※審査結果に関する照会は行っておりません。

【支給方法】

A 奨学金

奨学金を後期授業料に充当しますので、ご納入いただく必要はございません。

B 奨学金

結果通知に同封される減免後の金額の振込用紙を使用し納付してください。

※すでに今年度授業料を納入済みの場合、差額を返金いたしますので、結果通知に同封された返金依頼書を総務課までご提出ください。

以上